

議案第94号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するため。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石岡市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年石岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り，同項第3号中「地公法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」に改め，同項中第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 石岡市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 石岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年石岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(石岡市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 石岡市職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例（平成17年石岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め，同条に後段として次のように加える。

この場合において，その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは，当該額を減ずるものとする。

(石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 石岡市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 石岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年石岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 石岡市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

- (3) 石岡市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(石岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を削る。

第6条の2第1項中「、第4項又は第9項」を「又は第4項」に、「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改め、「又は同条第9項の規定による給料月額」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時

間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条の3第1項第1号中「(以下)」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等(以下)」を「交通機関等(第1号において)」に、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「第11条」を「第6条第1項から第8項まで及び第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

(給料月額等に関する経過措置)

- 8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 石岡市職員の定年等に関する条例(平成17年石岡市条例第41号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 石岡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 10 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員うち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日

給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 15 育児短時間勤務職員等に対する附則第8項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第2及び別表第3職員の区分の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(石岡市水道事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例の一部改正)

第7条 石岡市水道事業企業職員の給与の種類及び基準等を定める条例（平成17年石岡市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(石岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 石岡市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年石岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「，休職及び降給」に改める。

附則に次の2項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 石岡市職員の給与に関する条例附則第8項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は，法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には，規則で定めるところにより，当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(石岡市職員再任用条例の廃止)

第9条 石岡市職員再任用条例（平成25年石岡市条例第52号）は，廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項，第5条第1項若しくは第3項，第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（石岡市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第1条の規定による改正後の石岡市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（石岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される石岡市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される石岡市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の石岡市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第12条の3第2項及び第14条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 石岡市職員の給与に関する条例第6条第1項及び第4項から第8項まで並びに第11条から第12条の2まで並びに新給与条例第6条第2項及び第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 新給与条例附則第8項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。